

# 公法（憲法・行政法）問題紙

A 日程

平成 17 年 1 月 16 日

13 : 00 ~ 14 : 30 (90 分)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 公法の問題紙は全 5 ページである。

科 目 名	ペー ジ
憲 法	1
行 政 法	2 ~ 5

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚 数	配 点
憲 法	問題 1 と問題 2 の 2 枚	90 点
行 政 法	1 枚	60 点
合 計	3 枚	150 点

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

# 憲 法

(配点 90 点)

## 問題 1 (配点 60 点)

Y 商事会社に勤務する女性社員 X は、大学卒業後同社に入社以来、勤続 25 年経過していた。この間、男性社員なみに仕事をこなしてきたにもかかわらず、X は一度も昇格することなく、平社員のままであった。これに対して X と同じ年に入社した男性社員はいずれも課長職以上の地位についており、また年収も X に比べて 200 万円余り多かった。X は、給与の差額の支払い等を求めて裁判所に出訴することにした。

この事例における憲法上の問題点について論じなさい。

## 問題 2 (配点 30 点)

憲法判断回避の準則について述べなさい。

# 行政法

(配点 60 点)

**問題 1** 次の文章を読んで下記の問いに答えなさい。(各問 6 点計 24 点)

法治主義に基づけば瑕疵ある行政行為に法的効果は認められないのが原則であるが、いったんなされた行政行為は権限のある機関により取り消されない限り、たとえそれが違法であってもそれに拘束される、とされている。しかし、行政行為の瑕疵があまりにも強度であるにもかかわらず、取り消されない限り有効であるとするのは不合理な場合がある。このような場合に対応するため行政行為の無効という概念が存在する。最高裁判所の判例では行政行為の無効原因となる瑕疵は重大かつ明白でなければならないとされている。

**問 1** 下線部の効力はなんと呼ばれているか。

**問 2** 行政行為の成立時に瑕疵がない場合でも、後発的事情によりその法的効果を消滅させる行政行為はなんと呼ばれているか。

**問 3** 行政行為の成立時に瑕疵があるにもかかわらず、その効力を維持しようとする概念・制度でないものはどれか。次のうちから 1 つ選んでその番号で答えなさい。

- 1 瑕疵の治癒      2 違法性の承継      3 違法行為の転換      4 事情判決

**問 4** 瑕疵の明白性が存在する場合として、最高裁判所の判例と異なるものは次のいずれか。その番号で答えなさい。

- 1 処分要件の存否に関する行政庁の判断が、格別の調査をしないでも一見して容易に認識しうる事実関係に照らして何びとの眼にも明白な誤りであると認められる場合
- 2 行政庁が具体的場合にその職務の誠実な遂行として当然に要求せられる程度の調査によって判明すべき事実関係に照らせば明らかに誤認と認められる場合

**問題 2** 次の文章は最高裁判所の判例の一部である。それを読んで下記の問題に答えなさい。(各問 6 点計 12 点)

公務員につき、国公法に定められた懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきである。(中略) 懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とはならないものというべきである。

**問 1** この判例が懲戒権者に認めた裁量権は、裁量の所在という観点から見てなんと呼ばれている裁量か。

**問 2** この判決における「社会観念上著しく妥当性を欠いて」いるかどうかの判断基準として、もっとも適切なものはどれか。次のうちから 1 つ選んでその番号で答えなさい。

- 1 比例原則      2 説明責任の原則      3 信賴保護の原則      4 美濃部三原則

**問題 3** 次の文章を読んで下記の問いに答えなさい。(各問 6 点計 24 点)

戦後行政手続の重要性が認識され個別の法律で行政手続が規定される例が多くなってきた。しかしそれだけでは不十分であったことから平成 5 年に行政手続の一般法として「行政手続法」が制定された。「行政手続法」は規制の範囲を処分、行政指導、(ア) の三つに限定しているが、処分手続においては、適正手続の基本原則である告知・聴聞、文章閲覧、理由付記、処分基準の設定・公表が規定され、我が国における行政手続は一応整備された。

**問 1** 文中 (ア) に適切な語を入れなさい。

**問 2** 「行政手続法」上の処分に関する下記の記述で、誤っているものを 1 つ選んでその番号で答えなさい。

- 1 地方公共団体の機関がする処分のうち、法律および法律に基づく命令を根拠とする処分は「行政手続法」が適用されるので、それについては条例を制定する必要はない。
- 2 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分については「行政手続法」は適用されない。
- 3 処分のうち、申請に対する処分の審査基準については、その設定・公開が義務づけられているが、不利益処分の処分基準については、その設定・公開は努力義務で足りる。
- 4 不利益処分をしようとする場合は聴聞が必要であるが、申請に対する処分をしようとする場合は弁明の機会の付与でよい。

**問 3** 理由付記に関する下記の記述で、最高裁判所の判例と異なるものを 1 つ選んでその番号で答えなさい。

- 1 理由付記に瑕疵がある場合は独立した取消原因となる。
- 2 処分の根拠条文を示すだけでは、それによって当該規定の基礎となった事実関係が明らかになる場合を除いて、理由付記としては不十分である。
- 3 理由を追完すれば不服申立て、訴訟の提起に支障がない限り瑕疵の治癒が認められる。
- 4 理由付記の程度は、相手方の知・不知とはかかわりがない。

問4 行政指導に関する記述で、明らかに誤っているものを1つ選んでその番号で答えなさい。

- 1 行政指導は事実行為であり、相手方に対する直接の強制力を有するものではないとしても、組織規範に反する行政指導はできない。
- 2 行政指導は事実行為であり、相手方に対する直接の強制力を有するものでないから、侵害留保の原則によれば行政指導の根拠規範は必要でない。
- 3 行政指導が相手方の任意の協力によって継続中の場合には、それにかかわる処分を留保することが違法とならない場合がある。
- 4 地方公共団体が指導要綱を定め、それに基づき行政指導を行っている場合は相手方に対して直接強制力が生ずる。